



働き方改革を  
総合的に、継続的に  
推進するには？



不合理な待遇差を解消する  
同一労働同一賃金の  
実現には、どうすれば良いの？



人手不足の解消に  
必要な対策って…？

中小企業の皆様へ

労務管理の専門家が  
お悩みを解決  
します。



長時間労働の是正のため  
何に取り組めば良いの？



生産性の向上や  
賃金を上げるには？



働き方改革に利用できる  
助成金の情報を教えて…！



“働き方改革”  
の取組を

社会保険労務士が  
無料でサポートします！

電話でのご相談は



0120-486-450

群馬働き方改革推進支援センター

前橋市元総社町528-9 群馬県社会保険労務士会 内

☒ hatarakikatakaikaku@gunma-sharoushi.com (来所・メールによるご相談もお受けいたします)

相談受付

2020. 4/1(水) ▶ 2021. 3/31(水)

開設時間

平日9:00~17:00  
(12/29~1/3を除く)



中小企業・  
小規模事業者等に対する  
働き方改革推進支援事業

# FAX申込書 027(253)5679

※ご希望するサービスにをつけてください。

個別訪問による相談を希望

●主な相談内容 【例：年次有給休暇の取得義務の説明など】

働き方改革セミナーへ講師派遣を希望

●商工団体、地方自治体、事業主団体、経済団体等が開催するセミナーに講師(社会保険労務士)を派遣いたします。

臨時出張相談(イベントを含む)を希望

●商工団体、地方自治体、事業主団体、経済団体等の施設で開設する臨時相談窓口にて専門家(社会保険労務士)を派遣いたします。

事業所・団体名			
所在地	〒 -		
電話番号	Tel	Fax	
ご担当者名		顧問社労士	有 ・ 無
派遣先の名称			
派遣先の所在地			
希望日時	月	日( )	AM/PM 時 分

相談及びご希望内容の概要

※セミナーの場合は、参加人数の概数(            人 )  
 // 個別相談会の希望            有 (開催時間    :    ~    :    ) ・ 無